

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：アートチャイルドケア長久手保育園	種別：保育所
代表者氏名：仲筋 洋子	定員（利用人数）：60名（59名）
所在地：愛知県長久手市東原山46-101	
TEL：0561-65-0124	
ホームページ： https://www.the0123child.com/	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：平成26年 4月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：アートチャイルドケア株式会社	
職員数	常勤職員：14名 非常勤職員：7名
専門職員	（施設長）1名 （看護師）1名
	（保育士）14名 （事務員）1名
	（栄養士）3名 （清掃員）1名
施設・設備の概要	（居室数）6室 （設備等）ホール（遊戯室）
	職員室、給食室、休憩室、
	トイレ（幼児用、未満児用、職員
	用4か所）、医務室、園庭

③理念・基本方針

★理念

- ・法人 <企業理念>子育て支援を通して社会に貢献する
<保育理念>～自分らしく生きていける子どもを～
- ・施設・事業所 ～自分らしく生きていける子どもを～

★基本方針

当社の保育理念 ～自分らしく生きていける子どもを～

子どもの全人格を尊重し、子どもたちが本来持っている「生きる力」を育み何を学ぶかよりどう学ぶかを考えられる子どもを育てたい

★保育目標

- ・睡眠と生活リズムを整えることを目指して保育を展開していきます
- ・一人一人の個性と成長に応じた保育を展開していきます
- ・子どもの「失敗」を受け止める保育を展開していきます

★2020年度No.1宣言「続・保育環境を整えよう」

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・子どもの主体性を育むことが重要であるとの思いから、子ども一人一人と丁寧に関わることを大切にしている。そのために、未満児クラスでは生活を支える部分ではいつも同じ手順で、同じ保育士がお世話をすることを大切に、一人一人に適切な援助をするように心がけている。
- ・幼児クラスでは、保育士主導の保育ではなく、子どもたち自らが自分で考え活動できる場面を意図的に設定している。子どもたちの豊かな発想に驚かされることも多く保育士たちの働く意欲にもつながっている。
- ・日々の丁寧な保育を通して保護者の方とも良好な関係が築けていると感じている。暖かな目で保育園を見て下さっている保護者の方が多い。
- ・会社が実施している「No.1宣言」（アートチャイルドケアの全園180園余りが、このことは他園に負けないと宣言して1年間取り組む課題）では2018年度、2019年度2年連続で最優秀賞を受賞することが出来た。
- ・退職者が少なく、この園で働くことに意欲と喜びをもっている職員が多く人間関係も良好である。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 8月 4日（契約日）～ 令和 3年 4月23日（評価決定日） 【令和 2年12月18日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	2 回 （平成28年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆「子どもの主体性を重視した」保育の実践

園独自の保育目標を設定し、「子どもの主体性を重視した」保育を目指している。そのために保育環境を整備し、職員が自ら「子ども主体」に考え、行動できる環境づくりに取り組んでいる。職員の「やりがい」を認識できる環境をつくることによって、離職率の低下にもつながっている。

◆保護者理解の下での保育

1・2歳児は自我が芽生え始め、噛みつきやひっかき等がある。「入園のしおり」で発達上現われる現象であることを説明し、保護者理解を得る取組みをしている。「障害児の受入れ」や「乳幼児突然死症候群」なども、その意図するところを「入園のしおり」に記載し、保護者理解を求めるとともに情報の提供をしている。

◆アレルギー児への配慮

アレルギー児対応の取組みとして、誤配、誤食を防ぐためにトレーの色を変えたり名札を使ったりして他児との区別をしている。しかし、食物アレルギー児も除去なしで、こども全員が同じおやつを食べられる日があり、アレルギー児にとっては楽しい一日となる。ちなみに評価日は、除去なしの「手作りおやつのクッキー」であった。「相違から皆同じ」という取組みを評価するとともに、メニューが増えることを期待したい。

◇改善を求められる点

◆事業計画の策定

事業計画の策定は法人本部の主管で行われているが、園独自の課題は園での改善・解決対応が必要となる。現状認識されている課題をカテゴリ一別に整理し、対応の優先順や時系列に整理することで、自ずと園としての事業計画は策定される。園長の想定する「本来あるべき姿」を明確にして、現状の課題を整理して計画的に対応していくことが望まれる。

◆保育の継続性に配慮した対応

保育園の変更（転園、退園等）に伴い、保育の継続性に配慮した引継ぎ文書の定めがない。転園先から問い合わせがあれば、口頭で説明するに留まっている。退園する日に子どもや保護者に「また遊びに来てね」と言葉かけはするものの、退園後に相談すべき担当者や対応窓口の案内はない。転園先に連絡する引継ぎ文書を定め、退園時に保護者に渡す案内文書を検討されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回で2回目の受審でした。受審にあたり、職員全員で自己評価をし、出来ているところ、出来ていないところが明確になりました。特に事業計画については、前回からあまり改善することができず、自園の弱い所だと実感しました。受審後すぐに事業計画を作成し、改善に努めました。今回の受審で明らかになった改善点を職員で共有し、今後も質の向上に努めたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人の保育理念・保育方針に沿って園独自の保育目標を策定し、保育実践に取り組んでいる。職員とも話し合い、「主体的な子どもを育てる」保育を目標に、昨年度・今年度は「保育環境を整える」活動を継続している。乳児保育の見直しを行うなど、子どもが考え活動できる環境づくりに取り組み、子どもの発達に合わせた保育実践に努めている。</p>			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>2ヶ月毎に市内の公立園・民間園合同の園長会が開催され、市の人口動向や地域特性を含めた保育ニーズの情報収集を行い、法人内の園長会議などを利用して法人本部へ報告し、法人本部内でも分析が行われている。園長会議では他園での保育活動や事故例なども共有され、園内部の課題や地域特性などの外部課題も考慮した園運営に取り組んでいる。</p>			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ② b ・ c
<p><コメント></p> <p>人材確保や人材育成などの経営課題は、エリアマネージャーを介して法人本部と連携した対応に取り組んでいる。地域特性からくる地域交流に関する課題を園長は認識しているが、コロナ禍のために停滞している。現在認識されている諸課題をカテゴリー別に分類し、対応者や対応期間などを考慮して文書化（一覧表化）して、園独自の事業計画に反映させていくことが望まれる。</p>			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<p><コメント></p> <p>中・長期的な収支計画を中心に、法人本部で中・長期事業計画が策定され、園の事業活動に反映されているが、園独自の中・長期事業計画は策定されていない。人材育成や地域交流などの園独自の課題で活動が必要な項目については、園長の考える3年後・5年後の園の「あるべき姿」を明確にした課題解決（改善）への活動内容を、事業計画として策定しておくことが望まれる。</p>			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人の定めた様式を利用し、毎年保育内容や人員配置、行事予定などを含む事業計画を策定しているが、認識されている経営課題への取組みなどの活動計画が反映されていない。単年度の事業計画は、中・長期計画を踏まえた単年度の活動計画であり、活動評価できる数値目標や具体的な到達目標を明確にしておくことが望まれる。</p>			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 保育計画や行事計画を中心に、職員会議などを利用して進捗確認や活動評価・改善が行われている。課題として認識されている人材育成や地域交流など諸課題の改善には、法人本部も含め職員の協力が不可欠となる。職員意見を収集・集約して課題解決の検討を行い、活動の進捗確認や活動評価により継続的な改善活動につなげていくことを期待したい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 各クラスの保護者代表も参加して年2回開催される運営委員会で、事業計画を含め保育内容や活動内容を報告している。個々の保護者に対しては、入園式や進級式など保護者参加の行事などを利用して説明し、年度始めの「園だより」でも周知している。事業計画については保護者の関心も薄い傾向にあるため、園行事や保育内容に絡めて関心を惹く内容とするなど、理解浸透の方法を工夫されたい。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑨ ・ b ・ c
<コメント> 園長は、子どもが「一人ひとり自分らしく生きていけるように支援すること」が保育の質の向上には必要な要素と捉えている。子どもの主体性を尊重し、子どもの思いを大切に、乳児であっても子どもの同意を得て支援する保育に取り組んでいる。職員個々の保育活動を改善し、職員の意識を変えていくことで園全体の「保育の質の向上」につなげている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 前回の第三者評価結果のほか、毎年職員全員が「自己チェックシート」により自己評価を行い、園としての課題も洗い出し、適宜、改善に取り組んでいる。今後は、年度末の評価・反省に基づく「次年度へ向けた課題」を次年度の事業計画に盛り込み、課題への改善活動の進捗確認や活動評価もできる仕組みとして、継続的な改善活動に取り組むことが望まれる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	⑥	c
<コメント> 新入職員導入研修の中に、保育理念や組織体制なども研修カリキュラムとして組み込まれている。園内では年度初めの職員会議を利用して職員周知に努め、保護者に対しては「運営規程」や事業計画に明記して周知を図っている。災害や事故など有事の際や園長不在時の権限委任先は「緊急時対応手順」に明記して事務室内に掲示している。防災訓練を、園長不在を想定して実施することも検討されたい。				
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	⑥	c
<コメント> 法人作成の規程やマニュアルに沿って園運営に取り組んでいる。遵守すべき法令・指針の理解については法人本部からの通知や園長会議などでも情報収集し、必要事項においては適宜、回覧形式で職員に周知している。法令や指針の理解は、日常の保育や関連業務など、マニュアルや手順書の作成・変更にも必要となるため、関連する法令や指針を特定し、リスト化しておくことも望まれる。				
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。				
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	①	b	c
<コメント> 「乳児保育の改善」など、園長自ら園外研修を受講し、園内研修を通じて職員への浸透を図っている。日々の保育においても、職員の困り事や相談に快く応じ、「子ども本位」の支援ができるように、また職員が自ら考えて行動できるようにアドバイスしている。クラス担任だけがクラスの子どもを見るのではなく、園全体で子どもを育成する保育環境の整備に取り組んでいる。				
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	①	b	c
<コメント> 業務システムや園内の情報システムなどは、法人本部が主体となって改善が進められ、園では法人本部と連携して「働きやすい職場づくり」に努めている。職員の協力を得ながら、本人の希望による有給休暇の取得や、非正規職員を活用して事務時間を確保するなど、「働きやすい職場づくり」の推進により離職を防止し、業務の実効性を高める効果も得られている。				

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	①	b	c
<コメント> 法人が主管して継続的に採用活動を行い、園では毎年定期的に翌年度の人員計画を本部に提出し、人員確保を依頼している。縁故採用は業務での支障も考慮して実施していないが、ポスター掲示など、園独自で募集活動を行っている。日々の声掛けや困りごとの相談対応、有給休暇の取得促進など、職員の声に耳を傾けて「働きやすい職場づくり」に取り組んでおり、近年は離職者ゼロを継続している。				
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	⑥	c
<コメント> 法人の人事考課制度により、半年を目途に園の保育目標に沿った個人の活動目標を設定している。目標設定・進捗確認・活動評価のタイミングで個人面談を行い、人材育成に取り組んでいる。明確なキャリアパスの策定はないが、法人本部で階層別のキャリアプランを策定し、育成計画も含め人事管理が行われている。法人本部とも連携し、総合的な人事管理を行うためのキャリアパス策定が待たれる。				

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>変形労働時間制を導入することで、勤務時間など柔軟な対応が可能である。希望による有給休暇の取得や事務時間の確保など、シフトや職員配置を見直し、職員の協力も得ながら、「働きやすい職場づくり」に努めている。時間外労働は必要最小限とし、職員ごとの業務負荷も偏らないように配慮している。無資格者の活用推進なども含め、職員個々の更なる負担軽減を目指している。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>「アートチャイルドケアの誓い」により目指す職員像を明確にし、法人本部が主管となり多様な研修カリキュラムを用意して人材育成に取り組んでいる。新卒職員には専任のメンターが付き、6ヶ月程度を目途に「OJTシート」を利用したOJT研修を実施している。職員一人ひとりに合ったキャリアプランを検討し、人事考課だけではなく各種報告作成資料なども参考に人材を育成することが望まれる。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人が策定した研修計画に従って研修を受講するとともに、園内でも職員会議を利用してテーマごとの研修が実施されている。法人研修は、今年度はオンライン研修が実施され、時間や場所に制約されず受講できる環境が整っている。市や私立保育園連盟主催の研修も含め、受講後はアクションプランを含んだ研修報告を作成し、必要に応じて職員会議等でも伝達研修を行っている。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人研修のほか、行政や私立保育園連盟からの研修案内を回覧掲示し、職員に研修参加を促している。法人の選択別研修に参加し、職員個々の知識・技術の向上を図っている。法人研修では保育時間を考慮した時間帯に研修が生まれ、オンライン研修の実施により、誰でも時間や場所の制約を受けずに研修受講できるなど、職員一人ひとりの研修機会の確保に努めている。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>毎年、保育人材の育成を目的として、愛知県保育実習連絡協議会から実習生受入れの要請を受けている。受入れに際しては、「実習生受入マニュアル」に従った受入れ準備を行い、実習担当者にも注意事項の確認等を事前に行っている。注意事項の説明に際しては、「お散歩危険箇所マップ」なども利用し、口頭だけではなく視覚的にも危険箇所が分かり、安全に保育実習ができるような工夫も望まれる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページを利用して、保育理念や保育目標、保育内容のほか、毎年実施している自己評価結果も公表している。前回受審の第三者評価結果も公開されており、今回も公表する予定である。大きな苦情・相談は寄せられていないが、寄せられた苦情・相談については適切に対応し、本部とも調整のうえホームページで公表するなど、積極的な情報開示に努めている。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園内の経理事務は事務担当職員が専任し、内部規程により稟議書の起票、法人本部の選定した業者選択など、適正な事務処理に努めている。今年度から現金取引も廃止され、必ず証跡の残るように改善されている。年1回の県の監査だけではなく、園内の全業務について法人本部の内部監査を受け、適正な運営が継続される仕組みとなっている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	⑥	c
<p><コメント></p> <p>園長は、子どもが色々な世代の人と接する大切さを認識し、地域との交流拡大を目指している。しかし、周囲は新興住宅地で大型マンションに囲まれた地域特性もあり、昔ながらの地域コミュニティの必要性を運営課題として認識している。散歩の際の挨拶から始まり、近隣の高齢者施設との交流も働きかけている。地域ボランティアの受入れなども含め、多様な交流が期待される。</p>				
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	⑥	c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入れに際し、誓約書など届出様式は整備されているが受入れのマニュアルはない。中学校の職場体験、大学や専門学校の実習前の学生の保育体験など、保育補助のボランティアの受入れの他、畑の世話を含めた施設保全、地元の民話の読み聞かせなど、多様な受入れが想定される。マニュアルを整備し、子どもに有益となるボランティアの活用が望まれる。</p>				
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	①	b	c
<p><コメント></p> <p>関連機関の連絡先は一覧表化され、事務室に掲示されている。虐待関連事例はないが、マニュアルを整備して市の担当部署とも連携を図っている。過去に児童相談所の介入する事案も発生しているが、担当職員と協力して記録を残し、市の対応フローに沿った適切な対応がとられている。子どもの利益を尊重し、適切な対応がとれるように取り組んでいる。</p>				
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	①	b	c
<p><コメント></p> <p>年2回の運営委員会のほか、市の幼保小連絡会や市の主催する園長連絡会、民生委員児童委員との情報交換などから福祉ニーズの把握に努めている。未就園児対象の園庭開放を行い、保護者から困り事や育児相談なども受付けて対応している。発達相談に関しても、相談員を要請して対応するなど積極的な取組みが継続されている。</p>				
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	⑥	c
<p><コメント></p> <p>長時間保育や園庭開放など、保護者や地域の保育ニーズに基づいた公益的な活動が継続されている。「園だより」を利用した「育睡のすすめ」や「食育」などの情報提供も定期的に行っている。今後は、地域防災の観点から、園の保有する資源を活用した支援活動を期待したい。それらの活動を、BCP（事業継続計画）に盛り込むなどの検討が望まれる。</p>				

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した姿勢は、「倫理綱領」に明示され、毎年、児童虐待や人権侵害の研修を行っている。今年度はコロナ禍によって実施されておらず、研修計画を立てて実施することが望まれる。子どもがお互いを尊重する心を育てるための具体的な取組みとして、子どもの話をよく聞くことを実践している。保育理念・保育目標を毎月の「園だより」に記載し、保護者にも意識づけている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護・虐待防止に関するマニュアルが整備され、職員には園内研修で周知している。人通りの多い道路に面し、スーパーが隣接し人の目を常に気にしての日々である。水遊び時はフェンスにブルーシート、木陰のためのテントにも目隠しをした。コロナ禍によって、遊びの空間を広く取る工夫もされている。保護者には、入園前説明会で「重要事項説明書」を基に説明している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所選択の資料はリーフレットやホームページである。見学者にはリーフレットを渡し、案内は主に園長が行っている。園の案内資料は市役所に置かれている。園庭解放の利用者や来園者は、資料が容易に入手できる。子どもたちの園での様子を、ホームページに毎月掲載している。現状の保育に合わせ、資料は適宜見直しを実施している。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者に説明する内容は「重要事項説明書」や「入園のしおり」に記載されている。保護者の「同意書」は適切に保管されているが、アセスメントとの関係もあり、子ども個々のファイルに綴られるよう検討されたい。配慮の必要な保護者への説明ルールはなく、困ったら園長へとつなぐ手順となっている。問題となったことはないが、職員が迷うことなく説明できるよう、ルールの明文化が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所変更に伴う保育の継続性に配慮した引継ぎ文書の定めはない。転園先からの問い合わせには、口頭で説明している。転入園児の記録は残されている。退園する子どもの保護者には、「また遊びに来てね」等の言葉かけをするが、退園後に子どもや保護者が相談できる担当者は決められておらず、窓口設置が未整備である。退園後の対応体制を定め、内容を期した文書を渡すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>年一回、法人によるCS（顧客満足）匿名アンケートを実施している。アンケートは法人本部に直接届く仕組みになっており、本社からアンケート結果がフィードバックされる。園庭が狭いという声に、園は散歩を多く取り入れて補っている。年2回、園長・本社・保護者・民生委員児童委員等で構成される運営委員会が行われ、意見を聞く機会がある。今年度は対面会議は行えない状況である。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みは整備されており、玄関入口に掲示し、「入園のしおり」にも記載されている。会社からのCS（顧客満足）匿名アンケートが実施され、苦情が申し出しやすい環境である。行事後のアンケートは、少人数クラスであることから記入者が特定されやすく、本音の意見が聞き取れているか疑問符も付く。苦情解決の記録は残されており、適切に保管されている。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<p><コメント> 保護者が相談相手を自由に選べることの説明は、「入園のしおり」に記載されている。朝夕の送迎時のコミュニケーションや連絡帳、直接言いにくい事はお客様の相談フリーダイヤル等、保護者が方法を選んで意見を表出できる環境も整備されている。相談の内容によっては、他者の目に触れない相談室にて話を聞き、プライバシーにも配慮がある。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ② ・ c
<p><コメント> アンケートの実施や保護者会等を通し、保護者の意見や要望を積極的に把握する取組みをしている。職員が意見や相談を受けた際に、記録の方法や報告の手順等を定めたマニュアルがない。保護者の意見等から様々な改善につなげ、保育の質の向上に役立てるためにも、早期のマニュアル整備が望まれる。さらに、マニュアルの定期的な見直しを実施し、必要な記録を残されたい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ③ ・ c
<p><コメント> リスクマネジメント委員会の設置はない。園長を責任者とするリスクマネジメント体制の明文化が望まれる。ヒヤリハットや事故・軽傷の記録は法人本部に送っている。園では分析しないが、法人本部からの報告や記録を職員会議で共有している。職員に対して安全確保・事故防止に関する研修は行われているが、記録が残されていない。遊具点検はクラスごとに実施している。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ④ ・ c
<p><コメント> 感染症の予防・発生時の対応マニュアルを整備しており、新型コロナウイルス感染症の対応マニュアルも作成されている。職員が新型コロナウイルスに感染した際は、法人本部と連携して迅速に対処することとなっている。保護者への情報提供も、迅速且つ適切に行われている。予防と発生時の対応マニュアルを定期的に見直し、その記録を残すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント> 災害時の体制が定められ、安否確認は一斉配信をして返信をもらう仕組みとなっている。保育を継続するための対策は取られているが、職員の初動時対応等、一部未整備であるので明文化することが望ましい。月に一度の避難訓練は、コロナ禍によって実施されていない。備蓄（リスト）の点検は、責任者を明確にして点検記録を残すことが望ましい。防災訓練に関し、地域との連携が今後の課題となる。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法として、「業務マニュアル」を活用している。マニュアルは常時事務室に置かれ、いつでも誰でも閲覧できる。法人作成の分厚いマニュアル集で、訪問調査当日も、ヒアリング担当の職員が探すのに手間取った。保育実践にすぐ活用でき、また保育の手引書となるよう工夫されたい。職員周知のため読み合わせを行っているが、どのマニュアルを読み合わせたかの記録を残されたい。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ⑦ ・ c
<p><コメント> 保育の標準的な実施方法は法人が作成し、定期的な見直しも法人が行っている。改訂記録は、法人が作成している。園で指導計画の見直しを定期的に行っているが、見直しにはPDCAサイクルを活用し、見直しを組織的に行うことが望ましい。また職員や保護者の意見も参考にして標準的な実施方法に反映させ、保育の質の向上が継続的に進められることが望まれる。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> アセスメントは入園面接時に園長が聞き取り、その場で用紙に記入する。保護者の具体的なニーズも聞き取り、指導計画に反映させている。しかし、他職種（看護師や栄養士等）がアセスメントに参加しておらず、必要に応じて参加することが望まれる。3歳未満児の指導計画は個別・クラス等双方の関連性を持って作成され、3歳以上児は年3回の個別記録、毎月のクラス指導計画が作成されている。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 指導計画は法人の教育研修部が中心となって作成し、見直しも年1回行っている。見直しの検討会議に保護者の意向の把握はなく、同意を得るための手順もない。実際には、園でも見直して次の指導計画作成に活かしている。評価、見直しには、標準的な実施方法に反映させる事項、保護者ニーズに対する支援が十分でない事項、保育の質の向上に関わる課題等を明確にすることが望まれる。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 職員が記録する内容に差異が生じないよう、書き方や記録の内容不足、対応のズレ等がある場合には、副主任は一呼吸置き、「何故か？」を口頭で聴くようにしている。メモやコメントだと伝わりが十分ではないので、その場の応答的な関係を大事にしている。また、周知が必要な情報は、月1回定期的に会議を行って報告し合っている。情報の流れは明確になっている。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「個人情報保護規程」により子どもの記録は適切に保管されている。情報開示を申し出た保護者はいないが、「情報開示規程」も整備されている。記録の保存・不要になった資料・写真の廃棄等は、法人作成の規程に沿って運用している。年度初めに、個人情報・守秘義務研修を実施しているが、記録に残されていない。個人情報漏えい対策は、USBやカメラ等に一部未整備の部分がある。			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的計画」は法人の教育研修部が作成し、園では独自の内容を加筆・修正している。保育園の特色として、園庭の狭さから散歩を多用する点、子どもが少人数のため、異年齢保育を取入れ散る点等を計画に加えている。計画の作成や見直しには、保育に関わる職員がより多く参画することが望まれる。定期的に評価・見直しし、次の計画に反映させているが、見直しの記録が残されていない。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>新型コロナウイルスへの感染防止のため、園庭の遊び場が密にならないよう分散・交代し、広く使えるようにしている。夏は暑い日が続く、暑さ対策としてエアコンを玄関にも設置し、空気洗浄機も使用している。コロナ対策として、靴の着脱場が密にならないよう配慮している。冬、0歳児の部屋には床暖房で適切な環境を保持し、トイレ便座は使用毎に消毒し、その後次の子どもが使用する。</p>			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	①a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市内の全園が「担当制保育」のテーマで研修を受け、乳児クラスは一人ひとりと丁寧な関わりをして保育実践に努めている。子どもの欲求を受け止め、その気持ちに寄り添って信頼関係を築くよう努めている。研修を基に職員間で共通理解しており、経験の浅い職員も、研修で学んだ内容に沿って保育を実践し、子ども理解を深めている。</p>			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	①a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣を身に付けていくためには、年齢が低いほど家庭との連携や情報交換が必要不可欠である。子どもがやろうとする気持ちを大切に、急がせることなく、身に付けさせたい習慣を繰り返し行う中で変化を見つけ、励ましの言葉を掛けている。また少人数で保育することで、子ども一人ひとりの発達の状態が十分に理解できている。</p>			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	①a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>異年齢で関わる縦割り保育を、毎月1週間行っている。地域の人たちと接する機会は散歩中の挨拶ぐらいであるが、社会体験としての消防署の見学を通して交通安全を学び、消防服を着て写真撮影した後「ありがとうございました」の挨拶をするなど、社会的ルールを学んでいる。コロナ禍により、各部屋の保育環境は見学が出来なかった。</p>			
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	①a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>乳児が安定して過ごせるように「担当制保育」に取り組んでいる。応答的な関わりで、愛着関係の形成に効果を上げている。子ども一人ひとりに個別の指導計画が作成され、個々の発達に応じて保育を行っている。また保護者との連携を重視し、日々のコミュニケーションや連絡帳を通じて情報を得て、指導計画に反映させている。</p>			
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	①a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>1・2歳児は自我が芽生え、噛みつきやひっかき等がある。被害者側には状況を説明して謝罪し、加害者側には伝えない方針で、「入園のしおり」により、発達上現れる現象であることを説明して保護者理解を求めている。口唇時期であり、コロナ対策も兼ねて、玩具は毎日水拭きしその後消毒をする。歩くことが楽しい年齢でもあり、安全に探索活動が出来るよう柵の上の落下物にも注意を怠らない。</p>			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 各年齢が「保育所保育指針」に示されている内容（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を生活と遊びを通して身に付けられるよう、指導計画が立案され実践されている。子どもたちが友達と取り組んで来た共同的な活動や内容を、小学校と連携・接続させ、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」とリンクさせて就学先の小学校へ伝える工夫が望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 障害児や特別な配慮・支援を必要とする子どもは現在在籍していない。市から障害保育に関する研修案内が来れば参加している。他の保護者に、障害のある子どもの保育に関する情報を伝える取組みが、「入園のしおり」に記載されている。また園内は全てバリアフリーであり、いつ身体に障害を持つ子どもが入園して来ても対応できる環境が整備されている。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 長時間にわたる保育の連続性に配慮した計画は、月案指導計画の中で押さえられている。保育時間は19時までだが、乳幼児共におやつ提供はない。異年齢で過ごす時間は、密にならないようコーナーを広くして環境にも配慮している。職員間の引継ぎはメモ用紙の授受であるが、メモ用紙は保護者連絡にも使っており、紛失や個人情報の取扱いの観点からも課題が残る。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 小学校と交流する機会は、学校訪問や小学生と遊ぶ機会を計画していたが、コロナ禍のために中止となった。子どもにとっては、就学前健康診断に小学校に出向いたことが、唯一学校生活に期待や夢を持つ機会となった。保幼小連絡会では職員と小学校教員とが、合同研修をするには至っていない。「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」の園での活動を、小学校と共有することが望まれる。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 子どもの健康管理のマニュアルは整備されている。職員はI SDS（乳幼児突然死症候群）の知識を熟知し、チェック表に記録している。保護者には、入園説明会で「重要事項説明書」を使って周知している。毎月看護師より「保健便り」が配信され、季節に合った感染症などを紹介し予防に努めている。体調悪化・怪我等の「事後確認は翌日にする」ルールが有るが、実施した記録は残していない。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 健康診断結果は、内科・歯科・耳鼻咽喉科ごとに記録されている。健康診断受診前に保護者に質問用紙を渡し、医者に質問することが出来る取組みをしており、保護者アンケートでの「健診結果の周知」の項目は100パーセントと高数値である。課題は、看護師と連携して健診結果を保育に反映させることや、食育と関連付けた取組みが望まれる。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 入園時のアセスメントでアレルギー児を把握し、医師の指示の下で対応している。職員全員がエピペンまで知識や情報、技術を習得している。トレーの色や名札等で誤食を防ぐ対応をしている。食育に関連し、全員が食べられるお菓子等が提供される日があり、その日はアレルギー児も同じものを食べている。評価当日は、子ども全員が食べられる手作りのクッキーのおやつであった。取組みを評価したい。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 食育計画は、年間指導計画を4期で作成している。「園だより」で、毎月「給食室から」と題して保護者向けに分かりやすくテーマを決めて発信している。子どもの誕生日に保護者と一緒に喫食したり、行事食や旬の野菜、果物を献立に取り上げたりしている。コロナ禍のため、評価者は子どもと食事を共にしなかったが、子どもが食事を楽しく食べている雰囲気は伝わってきた。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p><コメント> 調理員も食事を共にし、子どもの食べる様子を見る機会があり、時には「はし」の持ち方等を教えている。コロナ禍によって、給食のサンプル展示がアプリでの一斉配信となった。サンプル展示を見忘れた保護者からは、「配信は良い」という声も聞かれる。降園時には、昼食に関する親子の会話も聞かれ、育児支援の一助となっている。「衛生管理マニュアル」や食中毒発生時の対応も確立している。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<p><コメント> 今年は、色々な行事が延期や中止、縮小を余儀なくされている。しかし、子どもの成長した姿を保護者に見てもらいたくて、適切な感染防止対策と環境を用意し、時期を遅らせて運動会や保育参観を行った。子どもの成長した姿に感激し、感謝の言葉が保護者アンケートに寄せられた。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 送迎時のコミュニケーションや連絡帳に加え、新しい試みとしてアプリでの相談も出来る仕組みを導入した。今年度はコロナ禍によって保護者との接触の機会が減っており、相談がある時は十分な時間を設けて相談に応じ、保護者との信頼関係の充実を図った。今後は、対応をした事例を記録して職員間で共有し、経験の浅い職員の知識と自信につなげることが望まれる。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<p><コメント> 「虐待対応マニュアル」は整備されている。虐待等権利侵害の恐れのあるケースは開園以来いない。予防的に保護者の服装や顔色、子どもの変化、何気なく発する言葉も聞き逃さないように注意している。職員に対し、マニュアルに基づく研修は実施されている。他園の事例も活用して、多様な背景を持つ保護者や家庭における虐待等の早期発見、早期対応に努めている。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 毎月全職員が自らの保育実践を振り返り、自己評価を行っている。その自己評価に基づいて、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。しかし、個人としての課題抽出に留まっている。職員個々の自己評価を個人的な評価で終わらせず、集計・分析して園としての課題抽出につなげ、園全体の保育の質の向上に役立てることを期待したい。</p>		